

## 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

### 1 件名

横浜市財政状況見える化ダッシュボード（仮）構築・運用保守業務委託

### 2 履行期限

契約の日から令和4年3月31日（木）まで

### 3 履行場所

横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所財政局財政部財政課、その他本市が指定する場所

### 4 業務目的

少子高齢化により生産年齢人口が減少し、労働力や社会の担い手不足をはじめとした超高齢社会の進展に伴う様々な課題が表面化するなかでは、「横浜市の長期財政推計（R2.9公表、R3.1更新）」で示したように、社会保障費の増加や税収の減少などにより、本市の財政状況はより一層厳しくなることが見込まれる。そのような状況の中でも、行政として、これからも将来にわたって市民生活の安全・安心の充実と市内経済の活性化を図りながら、財政の健全性の維持も両立していくことが必須であり、今後も引き続き、必要な行政サービスを提供し、市民生活の維持・向上を図るためには、限られた資源でより大きな効果を得ることが不可欠な状況である。

これまでも様々な広報媒体を通じて、本市の財政状況や財政運営に関する取組、財政に関する情報を発信してきた。また、当初予算の事業計画書や決算時に事業評価書を公表してきたが、局ごとの組織単位や予算の款項目単位でのファイルでの公表となっており、閲覧者にとって情報が探しづらい、わかりにくいなど様々な課題を抱えている。

検索性の向上、より分かりやすいビジュアルへの改善を行い、市民・事業者の皆様が必要としている情報をよりわかりやすく公表・共有することで、市政に参画する動きにつなげていくことが重要である。

そのためにも、本委託業務では、興味・関心のある行政分野を切り口にした財政情報がわかりやすく公表され、事業計画書や事業評価書を一体的に閲覧できるWEBサイトを構築し、利活用しやすい環境を整えるとともに、WEBサイト上で、各個別事業の概要や課題に沿った公民連携提案を可能にし、行政の枠を超え、効率的・効果的な行政サービスの提供につなげていく。

また、これからの市政運営や政策形成では、データ活用・オープンイノベーションという視点が欠かせない。庁外での利用はもちろんのこと、庁内の職員の活用の視点では、新規拡充事業の設計や施策の質の向上や転換を検討するにあたり、類似事業の有無や連携による相乗効果の可能性を探る際の参考情報として活用していくことが考えられる。

## 5 業務内容

下記について、詳細は、別紙「横浜市財政状況見える化ダッシュボード（仮）構築・運用保守業務委託仕様書」を確認すること。

- (1) 横浜市財政状況見える化ダッシュボード（仮）の構築
- (2) 横浜市財政状況見える化ダッシュボード（仮）の運用保守

## 6 成果品の提出

- (1) 成果品の提出については、次のとおりとします。

No.	成果物	納品形態	納品期限
1	財政状況見える化ダッシュボード（仮）システム	WEB上への公開	令和3年9月30日
2	要件定義書	電子媒体 ※ファイル形式は、pdf、excel、word、pptxのうちいずれかの形式とする。	契約締結後、1か月以内
3	システム設計書		
4	テスト計画、手順、結果報告書		No.1と同じ
5	デザイン案、画面設計書		令和3年9月30日
6	サーバ定期書		
7	管理者マニュアル		
8	利用状況レポート	電子媒体もしくは管理画面での表示	サービス提供開始後、2か月ごと

- (2) 契約期間終了後、本仕様による成果物について、本市がインターネットを含む対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、引用（範囲は別途協議）することに関して、受託者は一切の異議を申し立てない。
- (3) 本仕様による成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、本市又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、受託者に帰属するものとする。本市は、納入物のうちプログラムの複製物を、著作権法第47条の3に従って自己利用に必要な範囲で、複製、翻案することができるものとします。
- (4) 成果品の提出先は、横浜市財政局財政課とします。

## 7 その他

- (1) 受託者は、委託期間中は、定期的に担当者打合せを実施すること。また、必要に応じて、電話・電子メール等でやり取りを行うこと。
- (2) 受託者は、本市と連絡を密に取りながら、誠実に業務を履行すること。
- (3) 受託者は、本市から指導・助言を求められた際は、速やかに対応すること。
- (4) 受託者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならないこと。なお、契約期間満了後においても同様とすること。
- (5) 受託者は、業務の全部を再委託することはできない。